

○東京理科大学における公正な研究活動の推進に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京理科大学(以下「本学」という。))における公正な研究活動の推進に関する事項を定めることにより、本学及び本学に所属する研究者等(以下「研究者等」という。))が行う研究活動の社会的信頼の向上に努め、もって本学に対する社会の負託に応えるとともに本学による研究成果を通じた社会への貢献に資することを目的とする。

(公正な研究活動)

第2条 この規程において、公正な研究活動(Research Integrity)とは、科学が信頼を基盤として成り立っているとの認識に立ち、真理の探究を誠実に行う責任を果たすことにより、研究コミュニティのみならず社会からの理解を得られるよう、法令等及び学術団体の行動規範の遵守のもと、研究者等が自らを律して行う研究活動をいう。

2 本学は、本学及び研究者等の社会的信頼及び社会的価値の一層の向上を図るため、研究者等が次項各号に掲げる公正な研究活動の原則に基づいて研究活動を実践する環境を整備するものとする。

3 研究者等は、次の各号に掲げる公正な研究活動の原則に基づき、研究の信頼性に対する責任を負うものとする。

- (1) 研究のすべての側面における誠実性
- (2) 研究実施における説明責任
- (3) 他者との協働における専門家としての礼儀及び公平性
- (4) 他者の代表としての研究の適切な管理

(対象)

第3条 この規程は、次の各号に掲げる研究活動を対象とする。

- (1) 研究者等が行う研究活動
- (2) 本学による予算配分を用いて行われる研究活動

2 研究者等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 学校法人東京理科大学業務規程(平成13年規程第6号。以下「業務規程」という。)第3条第1項に規定する職員
- (2) 業務規程第3条第2項に規定する嘱託職員及び本学のポストドクトラル研究員等で研究活動を行うことを職務に含む者
- (3) 日本学術振興会特別研究員等で本学が特に認めた者

3 次条第1項第2号及び第5号に定める公的研究費の不正使用の防止に関することは、別に定めるところによる。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究の健全性及び誠実さを保持して自身及び本学の研究に対する信頼を高めるため、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 研究活動上の不正行為(以下「研究不正」という。)及び好ましくない研究行為(Questionable Research Practice)を行わないこと。

- (2) 国費等を原資とする競争的研究費等を中心とした研究資金(以下「公的研究費」という。)の不正使用を含む研究費全般の不適切な使用を行わないこと。
 - (3) 研究活動に係るハラスメント行為を行わないこと。
 - (4) 研究活動の実施にあたり法令並びに学校法人東京理科大学(以下「法人」という。)及び本学の諸規程の定めに従うこと。
 - (5) 本学の教育職員にあつては、本学の学生に対して研究不正の防止及び公的研究費の不正使用の防止について指導すること。
 - (6) 学校法人東京理科大学正規職員就業規則(令和2年規則第47号)、学校法人東京理科大学嘱託職員等就業規則(令和2年規則第52号)及び学校法人東京理科大学臨時職員等就業規則(令和2年規則第57号)(以下「就業規則等」という。)において定める法人との雇用関係に係る服務規律を遵守すること。
- 2 研究者等は、次の各号に掲げるプロフェッショナルな科学者の要素を研究環境の基盤的価値を研究活動の中で体現するとともに、これら基盤的価値が損なわれる事態に巻き込まれるリスクを避け、自身に向けられた信頼が毀損されることのないよう努めなければならない。
- (1) 知的な誠実性(intellectual honesty)
 - (2) 思考及び行動における卓越性(excellence in thinking and doing)
 - (3) 協調と公開性(collegiality and openness)
 - (4) 自律と責任(autonomy and responsibility)
 - (5) 自己規制(self-regulation)
- (公正な研究活動の推進方策)
- 第5条 本学における公正な研究活動の推進に係る方策は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 研究不正の防止
 - (2) 研究活動に係る安全管理
 - (3) 利益相反マネジメント、技術流出防止マネジメントその他の産学連携リスクマネジメントの実施
 - (4) 研究活動の国際化・オープン化に伴う新たなリスクに対応したリスクマネジメント(前条第2項に規定する研究環境の基盤的価値の保持に係るものをいう。)の取組
- 2 前項第2号の安全管理に関しては、東京理科大学安全管理基本規程(平成21年規程第76号)及び東京理科大学環境安全センター規程(平成22年規程第23号)の定めるところによる。
- 3 第1項第3号の産学連携リスクマネジメント等の実施に関する事項は、別に定めるところによる。
- (公正な研究活動の推進体制)
- 第6条 本学に、本学における公正な研究活動の推進を統括する公正研究推進統括責任者を置き、本学の学長(以下「学長」という。)をもって充てる。
- 2 本学において研究を担当する副学長(以下「研究担当副学長」という。)は、前条第1項第1号及び第3号に規定する公正な研究活動の推進方策の実施について、公正研

究推進統括責任者を補佐する。

- 3 本学において環境安全を担当する副学長は、前条第1項第2号に規定する公正な研究活動の推進方策の実施について、公正研究推進統括責任者を補佐する。
- 4 前条第1項第4号のリスクマネジメントの取組は、公正研究推進統括責任者のもとで全学的な体制において取り組むものとし、その体制等については、別に定めるところによる。

(研究不正等)

第7条 この規程において、研究不正とは、研究活動(研究の提案、実行、成果の作成及び報告の過程をいい、学生に対する論文作成指導を含む。以下同じ。)における次の各号に掲げる行為で、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 次の各号に掲げる行為は、研究不正に準じて取り扱うものとする。

- (1) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (2) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。

3 この規程において、好ましくない研究行為(Questionable Research Practice)とは、研究活動の伝統的な価値を侵害し、研究プロセスに有害な影響を与えうる次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究試料、研究データその他の研究記録の不適切な管理並びに開示及び提供の拒絶
- (2) 研究成果の不誠実な発表

(研究不正の防止方策)

第8条 第5条第1項第1号に規定する研究不正の防止について、本学において実施する研究不正の防止に係る方策は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究行動憲章」、「研究活動における不正防止ガイドライン」等の基本的な方針を定め学内外に公表する。
- (2) 研究不正の防止を目的とした定期的な研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を推進する。
- (3) 研究データの保存及び必要に応じた開示を研究者に義務付ける。
- (4) 研究者等及び関係する事務職員に対する研修会、説明会その他の啓発活動を行う。
- (5) 発生した又は発生した疑いのある研究不正に対して事実の認定に基づき厳格に対処する。

2 研究不正の防止方策に関する事項は、学長室会議において審議する。

3 第1項第3号に規定する義務付けの詳細は、別に定める。

(研究倫理教育の実施体制)

第9条 前条第1項第2号に規定する研究倫理教育の実施体制は、次に定めるとおりとする。

- 2 本学に、本学における研究倫理教育を統括する研究倫理教育統括責任者を置き、研究担当副学長をもって充てる。
- 3 本学の部局に、各部局における研究倫理教育の実施に係る実質的な責任と権限を有する研究倫理教育責任者を置き、それぞれの部局の長をもって充てる。
- 4 各部局において研究倫理教育責任者を補佐する研究倫理教育担当者を置き、学科主任等をもって充てる。
- 5 研究者等は、前3項に規定する実施体制のもとで行われる研究倫理教育を受講する義務を負う。

(研究不正の防止及び対応に係る体制)

第10条 第6条第1項の公正研究推進統括責任者は、研究不正の防止及び研究不正発生時の対応について本学を統括するとともに、対外的な全ての責任を負う。

- 2 本学に、研究不正の防止及び研究不正発生時の対応について公正研究推進統括責任者を補佐し、本学を統括する実質的な責任と権限を有する研究不正対応責任者を置き、研究担当副学長をもって充てる。
- 3 研究不正対応責任者は、研究不正に係る相談又は申立ての受付から調査に至るまでの責任者となる。

(研究不正の申立て)

第11条 本学は、研究不正に関する申立て(以下「申立て」という。)を受理する窓口を監査室に設置する。

- 2 研究不正の疑いが存在すると思料する者(以下「申立者」という。)は、前項に規定する窓口で申立てを行うことができる。
- 3 申立ては、原則として顕名とし、研究不正を行ったとする研究者(以下「被申立者」という。)及び当該研究不正の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものとする。
- 4 監査室は、申立てを受理する際には、前項に規定する事項について、申立者に確認を行うものとする。
- 5 監査室は、第2項に基づく申立てを受理した場合は、速やかに研究不正対応責任者に報告しなければならない。
- 6 研究不正対応責任者は、前項の規定により監査室から報告を受けた場合、その旨を速やかに公正研究推進統括責任者に報告するものとする。
- 7 第3項の規定にかかわらず、匿名など申立者の特定ができない申立て等であっても、その内容に応じて顕名の申立てに準じて取り扱うことができる。

(研究不正の申立ての対応)

第12条 研究不正対応責任者は、前条第5項に規定する報告を受け、必要と判断した場合には、東京理科大学研究不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、当該申立ての内容について調査等を行わせる。

- 2 研究不正対応責任者は、前項に規定する調査の実施に際し、必要に応じて、調査方

針、調査対象及び方法等について文部科学省及び当該研究活動の原資となった公的研究費の配分機関(以下「配分機関」という。)に対して報告又は協議を行う。

- 3 第1項に規定する調査委員会の詳細は、東京理科大学研究不正調査委員会規程(平成29年規程第48号。以下「研究不正調査委員会規程」という。)において定める。
(研究不正の認定)

第13条 研究不正対応責任者は、調査委員会から調査結果の報告を受理したときは、当該報告に基づき、研究不正が行われたか否かの認定を行う。

- 2 研究不正対応責任者は、研究不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが虚偽又は悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 3 研究不正対応責任者は、前2項に規定する認定を行ったときは、速やかに当該認定内容について公正研究推進統括責任者に報告するものとする。
- 4 研究不正対応責任者は、第1項又は第2項に規定する認定を行ったときは、速やかに当該認定内容について申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 5 公正研究推進統括責任者は、第3項に規定する報告を受けたときは、当該認定内容及び調査結果を法人の理事長(以下「理事長」という。)、文部科学省及び配分機関に報告する。
(不服申立て)

第14条 前条第1項又は第2項に規定する認定の結果、研究不正と判断された被申立者又は申立てが虚偽に基づくものと判断された申立者は、当該認定内容の通知を受け取った日から起算して15日以内に研究不正対応責任者に不服申立てを行うことができる。ただし、期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項に規定する不服申立ては、不服の内容、理由等を記載した書面を研究不正対応責任者に提出することにより行うものとする。
- 3 研究不正対応責任者は、被申立者又は申立者から不服申立てがあったときは、調査委員会に通知する。
- 4 不服申立ての審理は調査委員会が行い、当該不服申立ての趣旨、理由等を勘案し再調査を行うか否かを決定する。
- 5 前項の規定にかかわらず、不服申立てが当該事案の引延し又は各措置の先送りを目的としていると調査委員会が判断した場合は、以降の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 研究不正対応責任者は、次の各号に掲げるときは、速やかに公正研究推進統括責任者に報告するとともに、被申立者又は申立者に通知するものとする。
 - (1) 第1項の規定による不服申立てを受けたとき。
 - (2) 第4項の規定により調査委員会が再調査を行うか否かを決定したとき。
 - (3) 研究不正調査委員会規程第11条第3項の規定により再調査の結果の報告を受けたとき。
- 7 公正研究推進統括責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、当該不服申立て、当該不服申立ての却下、再調査開始の決定又は再調査の結果について、理事

長、文部科学省及び配分機関に報告するものとする。

(研究不正と認定した場合の措置)

第15条 公正研究推進統括責任者は、研究不正の認定を受けた者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 不正の事実が認定された論文等の取下げ勧告
- (2) 不正の事実が認定された論文等に係る研究費の使用停止、返還等に関する措置
- (3) その他不正行為の排除のために必要な措置

2 学長は、研究不正の認定を受けた者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 東京理科大学学則(昭和24年学則第1号)、東京理科大学大学院学則(昭和33年学則第1号)及び東京理科大学専門職大学院学則(平成16年学則第20号)に基づく措置を決定すること。
- (2) 理事長に就業規則等に基づく措置を求めること。

(研究不正と認定しなかった場合の措置)

第16条 研究不正対応責任者は、第13条第1項の規定に基づき、当該申立対象事実に研究不正がなかったと認定した場合は、当該調査に付随して行った証拠の保全措置等について、直ちに解除するものとする。

2 研究不正対応責任者は、被申立者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) すべての調査関係者に対する被申立者の発表論文等が適正であることの通知
- (2) 被申立者への精神面を含めた支援
- (3) 被申立者に不利益が生じないための措置
- (4) その他必要な措置

3 学長は、申立てが虚偽又は悪意に基づくものである旨の認定を受けた申立者に対して、前条第2項各号に規定する措置を行うことができる。

(調査結果の公表)

第17条 公正研究推進統括責任者は、第13条第3項の規定に基づき、研究不正が行われたと認定した旨の報告を受けた場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項に規定する公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 研究不正に関与をした者の氏名及び所属
- (2) 研究不正の内容
- (3) 本学及び法人が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順

3 公正研究推進統括責任者は、第13条第3項の規定に基づき研究不正が行われなかったと認定した旨の報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び申立ての対象となった論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、公正研究推進統括責任者は当該調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、次

の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被申立者の氏名及び所属
- (2) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (3) 調査の方法及び手順

5 公正研究推進統括責任者は、第13条第3項の規定に基づき、虚偽又は悪意に基づく申立てであると認定した旨の報告を受けた場合は、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 申立者の氏名及び所属
- (2) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (3) 調査の方法及び手順

6 第2項、第4項及び前項の規定にかかわらず、公正研究推進統括責任者が合理的な理由があると認める場合には、一部の事項を公表しないことができる。

(関係者の秘密保持義務)

第18条 申立て及びこれに係る調査に関係した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(関係者の保護)

第19条 学長は、申立者及び調査協力者に対して、虚偽又は悪意に基づくものであることが判明しない限り、申立てをしたこと又は調査に協力したことを理由とする不利益を受けないように十分配慮をするものとする。

2 学長は、被申立者に対して、不正行為の事実を証明する相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、研究活動の停止及び懲戒処分その他の不利益な取扱いを行わないように十分配慮するものとする。

(転出者への準用)

第20条 本学から他の大学及び研究機関等(以下「他機関」という。)に転出した者が、他機関において不正行為の申立て等を受けた事案に係る研究活動が、本学に在職又は在籍した期間に行われたものであって、当該他機関から資料保全その他の調査協力の要請を受けた場合には、公正研究推進統括責任者は、この規程の規定を準用してこれに協力し、必要な措置をとることができる。

(他機関からの転入者に係る対応)

第21条 本学に在職又は在籍する者が受けた申立てであって、当該事案に係る研究活動が他機関において行われたものである場合には、公正研究推進統括責任者は、当該他機関に対して資料保全その他の調査協力を要請するものとする。

(その他)

第22条 この規程及び研究不正調査委員会規程に定めるもののほか、申立ての受付から調査に至るまでの詳細については、研究不正対応責任者が定めるものとする。

2 申立て対象の研究不正が公的研究費(学校法人東京理科大学公的研究費管理規程(平成19年規程第142号)において規定するものをいう。)の不正使用を伴うものである場合には、研究不正対応責任者は、当該規程第5条に規定する統括管理責任者と連携及び協議しつつ、これに対処するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月23日から施行し、平成31年4月21日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年9月30日から施行する。